

死亡した方の準確定申告をする場合の記載例①

給与所得のみの方が年途中で死亡した場合
(相続人や包括受遺者が1人で、付表の提出を省略する)

【第一表】(上部)

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成30年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを参照してください。

手順1 9ページ参照

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」

「準」の文字を書き足します。

申告書の上部余白などに、相続人や包括受遺者の方の個人番号(12桁)を記入します。

死亡年月日を記入します。

○ ○ 税務署長 30年7月3日 平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A		FA0114
〒 XXX-XXXX	個人番号	相続人 国税 辰子 個人番号 (XXXX XXXX XXXX)
住所 (又は居所) 被相続人 ○○市△△町X-XX-X 相続人 ○○市△△町X-XX-X	フリガナ	1クセ イ タロウ
平成30年1月1日の住所	氏名	被相続人 国税 太郎 相続人 国税 辰子
	性別	男
	世帯主の氏名	国税 太郎
	世帯主との続柄	本人
	生年月日	3 36.08.01
	電話番号	XX-XXXX-XXXX
整理番号		
給与 (単位は円)	課税される所得金額 (5-20)	000
公的年金等	上の②に対する税額 (22)	0

マス目への数字の記入例



上段には、死亡した方について、
下段には、相続人や包括受遺者について
それぞれ記入します。

相続人の印を押印
します。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。

作成に当たっての留意事項

- この申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日(例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日)までに提出してください。
- 相続人等が2人以上いる場合には、確定申告書と「死亡した者の平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の付表」を併せて提出してください。この場合、使用する確定申告書と付表は、それぞれ相続人等を通じて1枚で足り(「(13) 死亡した方の準確定申告をする場合の記載例②」を参照してください。)
なお、あなたの個人番号を他の相続人等が閲覧できる状態になることを防止するために、他の相続人等と一緒に申告せず、他の相続人等とは別に確定申告書と付表を提出することも可能です。
- 相続人等が1人の場合には、この記載例のとおり付表の提出を省略して差し支えありません。

【第一表】(全体)

手順1
9ページ
参照

手順2
10ページ
参照

手順3
13ページ
参照

手順4
22ページ
参照

手順5
26ページ
参照

該当する事項
がある方のみ
記入します。

税務署長 平成 30 年 7 月 3 日 平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

FAO114

相続人 国統 太郎 国統 良子 (XXXX XXXX XXXX)

住所 (又は居所) 相続人 〇〇市△△町X-XX-X
相続人 〇〇市△△町X-XX-X

個人番号 XXXX-XXXX-XXXX

フリガナ コクセイ タロウ

氏名 相続人 国統 太郎
相続人 国統 良子

性別 男 女 国統 太郎 本人

生年月日 3 3 6 0 8 0 1 電話番号 XX-XXXX-XXXX

整理番号

収入金額等	給与 ⑦	360000	課税される所得金額 (5)-(20)	21	000
	公的年金等 ⑧		上の②に対する税額	22	0
	その他 ⑨		配当控除 (特定増改築等) 区分	23	
	配当 ⑩		住宅購入金等特別控除 区分	24	00
	一時 ⑪		政党等寄附金等特別控除 区分	25	
所得金額	給与 ①	0	住宅耐震改修特別控除 区分	26	
	雑 ②		住宅特定改修・認定住宅新築等特別控除 区分	27	
	配当 ③		引当金 ②	28	0
	一時 ④	0	災害減免額	33	
合計 (1)+(2)+(3)+(4)	計 ⑤		再送引所得税額 (基礎所得税額) (32)-(33)	34	0
社会保険料控除 ⑥		60556	復興特別所得税額 (34) × 2.1%	35	0
小規模企業共済等掛金控除 ⑦			所得税及び復興特別所得税の額 (34)+(35)	36	0
生命保険料控除 ⑧		23000	外国税額控除 区分	37	
地震保険料控除 ⑨			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	38	2720
寡婦・寡夫控除 ⑩		0000	所得税及び復興特別所得税の未納付の源泉徴収税額	39	00
勤労学生・障害者控除 ⑪		0000	申告納税額 (38)-(39)	40	2720
配偶者(特別)控除 区分 ⑫		380000	配偶者の合計所得金額	41	
扶養控除 ⑬		0000	雑所得・一時所得の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	42	
基礎控除 ⑭		380000	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	43	
⑮から⑰までの計 ⑯		843556	申告期限までに納付する金額	44	00
雑損控除 ⑰			延納届出額	45	000
医療費控除 区分 ⑱					
寄附金控除 ⑲					
合計 (16)+(17)+(18)+(19)	計 ⑳	843556			

延納の届出

選受付される税金の口座番号 XXXXX XXXX

区分異動管理補充欄

納管 事項 住民 検算 一連番号

手順5 26ページ参照
選付される税金がある方のみ、相続人や包括受遺者名義の口座番号等を記入します。

- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入例② 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

記入例③

800000
700000

(参考) 給与所得の源泉徴収票

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所 〇〇市△△町×-××-×	(受給者番号)														
		(後職名)														
		氏名 (フリガナ) コクゼイ タロウ 国税 太郎														
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額											
給与・賞与	360 000				2 720											
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数								
有 従有	千 円	特 定	老 人	そ の 他	人	特 別	そ の 他	人	人							
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額												
60	556															
(摘要)																
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額											
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除(1回目)	住宅借入金等特別控除(2回目)	住宅借入金等特別控除(3回目)	住宅借入金等特別控除(4回目)												
(源泉・特別)控除対象配偶者	氏名	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額											
控除対象扶養親族	1	氏名	区分	16歳未満の扶養親族	氏名	区分	(備考)									
	2	氏名	区分		氏名	区分										
	3	氏名	区分		氏名	区分										
	4	氏名	区分		氏名	区分										
未成年者	外国	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者	寡婦	寡夫	勤労学生	中途就・退職		受給者生年月日					
	○								○	30	3	3	○	36	8	1
支払者	住所(居所)又は所在地	〇〇区〇〇 ×-××-×														
	氏名又は名称	〇〇産業株式会社 (電話) ××-××××-××××														

【ご注意】

◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票(原本)」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。